

憲法調査会 2001年10月25日

東京大学 大沼保昭

I 護憲的改憲論

憲法とは国家の基本理念の表明。

II 昭和憲法制定時から80年代までの日本と国際社会

1 日本

憲法制定時の一人あたりGDP約100米ドル程度？（現在約3万ドル）。

強度の忌戦感と戦争の被害者意識。侵略戦争を戦ったという意識の欠如。忌戦感と被害者意識を梃子とする平和主義。

あらゆる面での米国への崇拜と憧憬。戦前のほとんどすべての「日本の」「アジア的」思想と制度の否定（「周辺国家」日本の発想【大沼『倭国と極東のあいだ』（東信堂）】）と私益万能の思想。

2 連合国による第二次大戦後の集団安全保障体制の構想：「失敗作」としての第一次大戦後の国際秩序。失敗の原因。

- 1 弱体な集団安全保障体制（戦争違法化の不徹底、米ソの不参加、軍事制裁の欠如等々）
- 2 奇酷で非現実的な講和：結局支払われなかつた巨額の賠償。ドイツ国民の恨みがナチの台頭を生む。英国などの負い目感覚がナチへの融和的姿勢を生んだ。
- 3 戦勝国の講和体制＝戦後の国際秩序（国際連盟規約はヴェルサイユ条約の一部）。
- 4 米国の保護主義的・孤立主義的政策。結果としての大恐慌と日独伊におけるファシズムの台頭。

これへの反省に基づく戦後体制の構築。

- 1 強化された集団安全保障体制（戦争違法観の徹底【武力行使の原則的禁止と違法な武力行使への軍事措置を含む集団的措置。唯一の例外的武力行使根拠としての自衛権】、5大国＝常任理事国）
- 2 寛大な講和：サンフランシスコ条約における少額の賠償（米国の主導）、中国による賠償放棄、昭和天皇の戦争責任追及の断念。
- 3 日独の講和（ドイツについてはなし崩し、日本についてはサントリーアクセス）と戦後国際秩序（国連体制）との切り離し。
- 4 米国の開放的な自由貿易体制。

III 20世紀末（冷戦終結後）の国際社会

1 米国の一極覇權

支える実体的要因としての経済力と軍事力。しかし、最も重要で長期に影響が続く要因としてソフトパワー（J・ナイ）。米国的大発想・生活様式（20世紀アメリカ文明）の魅力。国際的情報覇權（CNN、ニューヨークタイムズなど）と国境を越える経済（マクドナルド化、ハリウッド化）を通してのその世界的普及。自由、民主主義、市場経済、法の支配、人権等々。

- 2 1と重なりつつ独自の論理により展開する地球資本主義経済。勝者と敗者の二極化。貧富の格差の絶望的増大。主権国家を翻弄する国際金融（90年代の東アジア経済危機やアフリカの惨状）。
- 3 国境を越える普遍的理念。これも1と関係。NGOや先進国メディアによる人権と民主主義の要求。先進国市民のエネルギーはますますこうした関心に向けられる。

- 4 東アジアの経済的実力の向上。日本国民の小国意識の誤り。経済超大国としての日本の圧倒的地位。中国の超大国化の端緒。
- 5 集団安全保障の意義と限界。集団安全保障体制の「鬼子」としての個別的・集団的自衛権の常態化。安全保障の隙間を埋める工夫としての国連平和維持活動（PKO）。PKOでは対処できない事態への対応。米国の単独行動主義か国連の授權に基づく多国籍軍か。
- 6 「敗者」の側の怨念の蓄積。典型的暴発としての9月11日事件。軍事的対応による抑止効果への疑問。日本の存在理由（アラブ地域で手を汚していない先進国）。

IV 20世紀末の日本と憲法

- 1 戦争直後の意識構造は、80年代の「国際化」までほとんど変わらず。今日もなお残存。米国崇拜・憧憬は、90年代以降のグローバリゼーションにより、さらに強化。常に米国の眼鏡を通してしか世界を見ることができない。
- 2 憲法9条の厳格解釈にしがみつくことにより、戦争責任を認めないまま「二度とやりません」というメッセージを近隣諸国に発信する構造は変わらず。憲法9条は、日本の自衛、国際社会の安全保障への積極的参加という本来の意味を果たし得ず、もっぱら「平和国家日本」発信という機能を果たすことを強いられてきた。9条の武力行使の性質を、自国の利益追求のための武力行使と国際公共的意義をもつ武力行使（国連軍やPKOへの参加）とに分けず、まったく性質の異なるものをひたすら「武力行使（との一体化）か否か」という形で論ずることのおかしさ。
- 3 経済大国日本：ゆっくりと下り坂へ。その点では、米国も21世紀の長期的傾向としては同じでは？違いは何か。外に発信できるもの、次の世代に残せるもの。
- 4 第二次大戦の侵略国日本という認識の定着とこれへの反動。過去の所業の隠蔽と強弁は、日本の積極外交と対外発信を自ら損なう愚行。
- 5 過度の米国モデルによる弊害の頻出。家庭・地域社会のモラルの低下。もっぱら被疑者・被告人の権利保障のみに偏った刑事法・制度。大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式の定着と深刻な環境問題。自由の名の下の放縟の蔓延。

V 21世紀の国際社会、日本、憲法

- 1 IIIの1-6は、基本的に21世紀前半も続く。ただ、中国の超大国化は、途中で糾余曲折を辿りつつ、ますます明確な姿をとるだろう。ここに「文際的」思考が求められる根拠がある（大沼『人権、国家、文明』[筑摩書房]）。
- 2 本来なら、90年代から憲法の枠組み、最低限法律を変えて対応すべきだった（PKO本体業務凍結の解除など）。
- 3 選択肢として、憲法は変えずに解釈を変更してやりくりしていくという行き方もないわけではない。特に9条が日本の平和主義の象徴となっていたことから、アジア諸国との摩擦を避ける上ではそうした「大人の」やり方もある。憲法は伸縮性の高い法であり、やってやれないことはない。

しかし、二つの大きな問題。原理的問題としての各世代の自己決定の権利と義務。それを認めなければ、社会は上手く機能しない。もう一つは、基本法への信頼を確保することの重要性。国家の基本的理念と指針の変更を「解釈」で行い続けることがもつ問題性。